

「復讐律」の倫理性

——律法の倫理的 성격についての考察の断片——

山崎保

旧約聖書における義の最も単純で原始的な表現は、「生命にて生命・目にて目・齒にて齒・手にて手・足にて足・傷にて傷を償う」というかたちで示されている。遠い昔から沙漠の古い律法は「復讐律」であり、「焼き傷には焼き傷、打ち傷には打ち傷」を要求する峻厳苛酷なものであつた。

(出エジプト記二一—二三・二四・二五)

この古い復讐律はハムラビ法典の中ではまだ有効とされていたが、アツシリヤやヒツタイトの法典にはもう出て来ないし、古いカナアンの法典においても廢棄されている。

けれどもこのような古い遊牧時代の諸制度の砂漠的起源を忘れることになかつたイスラエル人の間では、彼らがカナアンの文明や律法を採用した時でさえ容易にすたれなかつた。絶対的なかたちでの「生命には生命」は血の復讐を定めた沙漠の律法の原則であり、血族の紐帶の犯すべからざる神聖さをあらわしていた。全民族がその成員の一人一人の生命に對して責任を有し、また彼らの神は自らの民族の中の一人の損失に對してもその賠償を要求する。カインはアベルを殺したために追放されねばならなかつた。(創世記四二四)原始的な考えによれば殺された者の血はそれが覆われない限り地から神に向つて叫びを上げるのである。

(創世記四二五) 殺害者が他の民族に属する場合には殺された者の家族またはその民族の成員が神の怒りを宥

めるために殺害者を殺さなければならぬ。

ダビデの時代に三年間飢饉が続いた時、ダビデの伺いに答えてヤハウエは云つた。「サウルとその家に血の責任がある。サウルがギベオンの人々を殺したからである。」そこで王はギベオンの人々を呼んで尋ねた。「私は君たちに何をしたらよいのか。また君たちがヤハウエの嗣業を祝福するようになるためには何によつて償いをすればよいのだろう。」ギベオン人が答えて云うには「サウルとその家に對してわれわれが問題にするのは金銀の問題ではない。またイスラエルの中で人を殺すこともわれわれにはできないことだ」と。ダビデは重ねて尋ねた。「それでは君たちは私に何をしろというのか。」彼らの答えは次のようであつた。「われわれを滅ぼした者、またわれわれを根絶してイスラエルの領土内にいられないようにした者、その者の子供七人を引き渡してもらいたい。われわれは彼らをヤハウエの山の上で、ギベオンにおいてヤハウエの前に晒しものにしたから」と。王は自らの子二人を含む七人を彼らの要求通り引き渡し、死に至らしめた。

(サムエル記下二一^{一七}) また、アブネルがサウルの子イシバルを擁してダビデに抗した時、ダビデの家臣ツエルヤの子アサヘルは敗走するアブネルを追跡してかえつて胸腹を槍に刺されて死んだ。(サムエル記下二一^{三三}) アサヘルの子ヨアブは復讐の機会を狙つていたが、たまたまアブネルがダビデの宮廷を訪ねての歸途策略をもつて物かげにおびき入れ、下腹部を突き刺して殺した。(サムエル記下二一^{三七})

イスラエルが士師ギデオンの指揮の下にミデアン人と戦つた時、敵將ゼバとザルムンナを捕虜とした。彼らはかつてタボルを襲つた時多くのイスラエル人を殺戮したが、ギデオンは訊問によつて彼らの殺したのが彼の兄弟たちであることを確かめた後これを處刑した。(士師記八^{一二})

血の復讐のもつ、宗教的意義は士師記二一^{一七}の律法において明らかである。殺されて野原に倒れている者

があつて殺人者が不明である時、長老たちはその屍体の場所から周囲の町までの距離を測らねばならない。そうして最も近接した町の長老たちは、まだ使わない、まだくびきを負わせて引いたことのない若い雌牛をと、谷の流れの中でその首を折り、その上で手を洗い、レビ人の祭司の導きに從つて次のような証言をしなければならぬ。「われわれの手はこの血を流さず、われわれの目もそれを見なかつた。ヤハウエよ、あなたが贖われた民イスラエルをお許し下さい。罪のない者の血を流したと、がをあなたの民イスラエルのうちにとどめないで下さい。そして血を流したとがをお許し下さい。」

血の復讐の原始的な残忍さは次第に別の律法によつて掩われるようになった。サムエル記下一四二によれば、王ダビデは血の復讐を阻止する権限をもつていた。出エジプト記二一三はすべての殺人者に死刑の宣告を下すが、その直後に「逃れの町」の規定を設け(二三)、故意の殺人(二二四)と過失致死(二二三)を區別し、過失致死についてのみその権利を與えている。故意の殺人に對する處斷の意志の峻嚴さは、「その者を私の祭壇から、でも捕えて、いつて殺さねばならない」という表現に如実に示されている。申命記一九二一には二一四の律法を適用する場合の手つづきを、また民数記三五^{一四}三五は申命記二一^{一三}一四を更に詳しく説明し、のがれの町を利用する場合の手つづきを記している。尚「逃れの町」は具体的に申命記四^{一四}一三によつて「ヨルダンの東の三つの邑」が、また申命記一九^{一〇}一〇において「六つの邑」が指定されている。

一般に申命記のヒューマニズは、古代の律法の峻嚴さを適正な方法によつて緩和することに努め、裁きの神が同時に救いの神であることの印象を深めているが、にも拘らず部分部分に全く生のかたちで復讐律が保存されていることの意義を考えてみなくてはならない。「復讐律の倫理性」というような題の立て方は恐らく大方の反感と疑惑を招くに充分であらうし、「目には目を」の原始的な復讐の律法は、イエスの否定を俟

つまでもなく、われわれ自らの心性においても受け容れ難いものである。にも拘らず敢てこのような提題を試みるのは、総じて旧約律法の倫理的性情を知る上に一つの手がかりとして必要なことと思うからである。復讐律のもつ残忍な合理性、罪と罰との過不足ない均衡——その単純厳密な量刑の仕方。倫理はまずそれが合理的であることを必要とする。復讐律のもつ残忍な合理性は、その残忍性を暫く措けば、その簡潔な合理性において倫理的性情を有すると云えよう。倫理のロゴス面をそれは担っている。更に、倫理のパトス面からこれを考えれば、その行爲のかたちはともかくとして、復讐律には激しい原始的なパトスがこめられている。集團の紙帯の中における生の尊厳と死の嚴肅さに對する徹底した認識から出發した強烈なパトスをそこに見ようとするのは無理な仕業であらうか。それは単なる報復觀念ではない。倫理がロゴスのみでパトスを欠く時、それはもう倫理ではない。それは単なる倫理的觀念にすぎない。哲学は灰色を灰色として描くと云われる。倫理は灰色の論理を血の色を以て鮮やかに彩るものである。倫理は直接行動的なエネルギーをもたねばならない。復讐律にこめられた情熱と力、それは方向さえ換えればそのまま絶對者に對する絶對的歸依の姿となり、憎しみの倫理は變じて不動の愛の倫理となるであらう。

言葉や文章はそれが發せられ、記される時にこめられたと同じだけのエネルギーをもつて受けとめられなければならないには理解されない——とはキエルケゴールの主張であるが、「目には目を、齒には齒をと云う」とあるを汝ら聞けり、されど——とつづくイエスの言葉も、またその「されど」にこめられた無限の力（転換のエネルギーとでも云おうか）もこの復讐律に對する正確な理解なくしては正しくは受けとられないであらう。総じて新約聖書の理解は、旧約聖書の合理性と背理性、我々のなまかなヒューマニズを粉碎し去る程の、「出來事」に凝集された力の感得を経ずしては不可能である。

（本学専任講師）